

2021.10.28
関係者協議会

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会 検討体制と検討スケジュールについて（案）

1. 検討体制と検討内容

(1) 全体会

- ・各分科会の検討結果を踏まえた総合的な検討
- ・図書館等に対する本制度の普及啓発に関する検討
- ・図書館等利用者に対する本制度の周知に関する検討

(2) 分科会

①31条ガイドライン分科会

- ・送信対象資料に関する事項の検討
- ・ガイドライン案の検討

②補償金分科会

- ・補償金額案の料金体系・水準に関する意見交換

③特定図書館等分科会

- ・特定図書館等、図書館等利用者の要件に関する検討

④事務処理等スキーム分科会

- ・図書館等における申請受付から送信・補償金支払等のスキームに関する検討
- ・補償金の徴収等のスキームに関する検討

2. 想定される検討スケジュール

2021年（令和3年）10月頃

- ・協議会全体会において検討の進め方・スケジュール、検討事項について議論。
※ 協議会の運営は当面、権利者代表1名・図書館等代表1名が共同して行うこととするが、運営に係る事務は設立準備委員会が担うこととする。

2021年11月頃～

- ・協議会分科会において各検討事項を順次議論。

→各分科会の大きな進め方は以下のとおりとする（それぞれの分科会の回数は仮のもの。必要に応じてそれ以上の開催となる可能性がある）。

- ①31条ガイドライン分科会：年内を目途に送信対象資料の大枠を議論（2回程度）。年度内にガイドラインの骨子案を作成、来年度、下記の議論を含め、ガイドラインの素案を作成し（各1回ずつ）、合意。
- ②補償金分科会：上記の検討を踏まえ、年度内に補償金額の料金体系・水準について議論（2、3回程度）。
- ③特定図書館等分科会：年度内を目途に特定図書館等、図書館等利用者の要件を議論（2、3回程度）。
- ④事務処理等スキーム分科会：上記の検討を踏まえ、来年度、事務処理（補償金の徴収等を含む）スキーム等について議論（2、3回程度）。

⇒＜検討スケジュール案＞ ※今後の議論状況によって変動する可能性がある。

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 2021年11月頃 | 31条ガイドライン分科会① |
| 2021年12月頃 | 31条ガイドライン分科会②、特定図書館等分科会① |
| 2022年1月頃 | 補償金分科会①、特定図書館等分科会② |
| 2022年2月頃 | 31条ガイドライン分科会③、補償金分科会② |
| 2022年3月頃 | 補償金分科会③ |
| 2022年4月頃 | 事務処理等スキーム分科会① |
| 2022年5月頃 | 31条ガイドライン分科会④、事務処理等スキーム分科会② |
| 2022年6月頃 | 各分科会にて取りまとめ |

2022年7月頃まで

- ・協議会全体会においてガイドラインをセット。

2022年8～12月頃

- ・指定管理団体において、図書館等設置者代表に意見聴取の上、補償金額案を申請後、文化庁において、認可の可否を判断。
- ・併せて、指定管理団体において、補償金関連の事務処理スキーム・システムの構築や、各種規程の整備など。

2023年（令和5年）1月頃～

- ・特定図書館等において、指定管理団体に対しサービスの実施を届出。
- ・併せて、特定図書館等において、各種規約の整備や、必要な事務処理システムの整備など。

2023年4月頃～

- ・サービス開始予定